

令和 8 年 6 月 26 日

一宮市規則第 24 号から第 27 号までを別紙のとおり  
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

## 規則番号一覧表

規則第24号	一宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
規則第25号	一宮市聴聞手続規則の一部を改正する規則
規則第26号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第27号	一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

令和8年6月26日

一宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第24号

一宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市行政手続条例施行規則(平成8年一宮市規則第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第2条 略</p> <p>(職員以外の者で聴聞を主宰することができるもの)</p> <p>第3条 略</p>	<p>第2条 略</p> <p><u>(不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法)</u></p> <p>第3条 <u>条例第15条第4項(条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)</u>に規定する規則で定める方法は、<u>行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と<u>公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)</u>の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)</u>を使用するもの</p> <p>(職員以外の者で聴聞を主宰することができるもの)</p> <p>第4条 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年6月26日

一宮市聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第25号

一宮市聴聞手続規則の一部を改正する規則

一宮市聴聞手続規則(平成8年一宮市規則第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(聴聞通知書の様式)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(様式第1)によって行うものとする。</p> <p>(関係人の参加の許可の手続)</p> <p>第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、参加許可申請書(様式第2)を主宰者に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(文書等の閲覧の手続等)</p> <p>第6条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、文書等閲覧請求書(様式第3)を市長等に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(補佐人の出頭の許可の手続等)</p> <p>第8条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第4)を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項本文(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につ</p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書_____によって行うものとする。</p> <p>(関係人の参加の許可の手続)</p> <p>第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、参加許可申請書_____を主宰者に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(文書等の閲覧の手続等)</p> <p>第6条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、文書等閲覧請求書_____を市長等に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(補佐人の出頭の許可の手続等)</p> <p>第8条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書_____を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項本文(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につ</p>

き補佐するものについては、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

2・3 略

第15条 略

様式第1(第3条関係)

略

様式第2(第5条関係)

略

様式第3(第6条、第15条関係)

略

様式第4(第8条関係)

略

き補佐するものについては、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

2・3 略

第15条 略

(帳票)

第16条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

(1) 聴聞通知書

(2) 参加許可申請書

(3) 文書等閲覧請求書

(4) 補佐人出頭許可申請書

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年6月26日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第26号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年一宮市規則第44号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第6条の4の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則付則第2項の規定による金額により支給されたもの(その額が660,000円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

令和8年6月26日

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第27号

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則(昭和55年一宮市規則第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一宮市条例第33号付則第3条の2に規定する市長の定める額) 第3条 一宮市条例第33号付則第3条の2第1項ただし書及び第2項に規定する市長の定める額は、 <u>830,000円</u> とする。	(一宮市条例第33号付則第3条の2に規定する市長の定める額) 第3条 一宮市条例第33号付則第3条の2第1項ただし書及び第2項に規定する市長の定める額は、 <u>850,000円</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。